

NO. 12.

The School Health

—7・8月号—

充重たを成る格教育の完の目的
行な國民たじとし育けの心、び基れ育身自勤個の成りと主労人の理社ざ法なをもとの精神価値と会しし健神任正の平はらないて康にをを義形和人

学校保健

日本学校保健会報
昭和30年7月1日発行(毎月1回1日発行)

編集発行
日本学校保健会
岩原 拓
東京都港区西久保
明舟町10番地
5840
電話芝(43) 4603
振替口座東京 98761
印 刷
東京都文京区東青柳町30

額価 1部15円(送料とも)



(栗山重信博士近影)

保健常識の向上を望む

財団法人日本学校保健会々長 栗山 重信

國民の教育と保健とは平行して進めらるべき、さらに渾然一体となつて進めるべきであるが、わが国においては明治初年以来一般教育の面においてはきわめて輝しい発達をしてきたにもかかわらず、保健の面においては常に遅れがちであつたのである。国民一般の保健常識の水準が低く為政家の保健に対する認識がなければ保健に関する政治力が弱く、文化国家として当然行われるべき保健

的施策が後廻しにされがちとなる。従来わが国では先進国においては著しく減している伝染性疾患においては非常に多く、又栄養の欠陥による故障が到る所に見られる。有識階層においても保健に関する迷信の行なわれること多く、日々の新聞においても政治経済文芸スポーツに関する記事の正確さには非

常な努力が払われているが、保健の面にはそれほどでないと見えて、著しい誤がしばしば見受けられる。

面しかしうれがちであつたこの保健の面も近年は改善のあとが次第に見られ、國民の健康状態は良好となり

罹病、死亡の率も減少し平均寿命も相当延長してきた。

相手にかかるべきである。すなはち、國民の健康状態は良好となり

罹病、死亡の率も減少し平均寿命も

常な努力が払われているが、幸に各の御支援を得て保健教育の推進保健常識の向上に全力を尽したいと思う。

栗山重信博士略歴

明治十八年十二月七日出生。兵庫県出身。

大正四年小児科研究のため米国に留学。大正九年医学博士の学位をうける。

大正九年東大医学部助教授、同一年教授。二十三年同大学名譽教授。現在国立東京第一病院副院長

栗山重信(會長)。奥村鶴吉(副会長)。岩原拓(同上並に理事長)。緒方信一。塚田治作。重田定正。東俊郎。岩尾泰次郎。勝木新次。内田早苗。三田弘。鈴村憲一。向井喜男。

岡本清綱。長倉邦雄。小野重内。広瀬勇。河野久義。磯仙策。可児重一。

千葉たつ。室井光子。小塙喜四郎。

水野俊夫。八田宏。岩野次郎。大西永次郎。朝東民。鳥山數術。

● 本会理事氏名(順不同)

○ 第十二号(7・8月号)記事
○ 保健教育の推進を望む栗山重信
○ 傳染病の豫防と夏季保健対策
○ 水泳による事故と健康障害
○ 水泳場の衛生管理
○ 全日本体育会議概況
○ 第五回全国大会開催要項
○ 学校保健関係者表彰規程

の面にはそれがほどでないと見えて、著しい誤がしばしば見受けられる。

相手にかかるべきである。すなはち、國民の健康状態は良好となり

罹病、死亡の率も減少し平均寿命も

常な努力が払われているが、幸に各の御支援を得て保健教育の推進保健常識の向上に全力を尽したいと思う。

の面も近年は改善のあとが次第に見られ、國民の健康状態は良好となり

罹病、死亡の率も減少し平均寿命も

常な努力が払われているが、幸に各の御支援を得て保健教育の推進保健常識の向上に全力を尽したいと思う。

の面にはそれがほどでないと見えて、著しい誤がしばしば見受けられる。

相手にかかるべきである。すなはち、國民の健康状態は良好となり

傳染病の豫防と

夏季保健対策

文部省事務官

荷見秋次郎

傳染病は毎年、こんなに
多く発生している。

伝染病は、毎年どの位発生するか
というと、昭和二十九年においては
法定伝染病が一三六、六六七人、届
出伝染病が七九四、九〇八人、性病
が一八三、七三〇人、計一、一三
三〇五人である。このように毎年多
くの伝染病が発生している、また、
夏季に特に多く発生する赤痢につい
てみると毎年十万前後の患者の発生
している状態である。

このように毎年々々発生する伝染
病を防止するにはどうすればよいか
といふに、それは、伝染病の予防に
必要な原則が確実に日常生活に実施
励行することである。

傳染病の豫防のためには
次の三原則を

伝染病の予防のためには、そのた
めに必要な基本原則を実施励行する
ことが必要である。すなわち、伝染
病の予防のための次の三原則を実施
励行することによつて伝染病を予防
することができよう。

1、伝染源をなくすること
2、伝染経路を遮断すること
3、身体の抵抗力をつけること

したがつて、学校における伝染病
の予防の成績はこのようないうことが
学校においてどのように実施励行さ
れるかにかかっているといふことが

できよう。

そこで、この三原則が、多くの学
校でどのように実施されているかと
いうに、次のことから考えて必ずし
もよりよく実施されているとは考え

れられない。

1、伝染病に罹患している児童生徒
が登校している場合が少くない。
2、井戸、飲料水等が非衛生である
場合が少くない。
3、学校給食などの衛生管理が不徹
底の場合が少くない。
4、児童生徒の保健自治活動に対する
指導が必ずしも徹底していない
このように、学校における伝染病
の予防上の問題点が少くない。
したがつて、前述の伝染病予防の
三原則に立つて、それぞれの学校に
おける伝染病予防上の問題点を発見
し、検討し、この三原則が確実に実
施励行されるようつとめることができ
ること。

1、手指による媒介を遮断するた
めに、手洗いを励行する。

2、食物による媒介を遮断するた
めに防はえ、食物の洗滌、食器
容器の清潔保持などについて適
切な処置を講ずる。

3、飲料水、雑用水などによる媒
介を遮断するために、定期的に
飲料水の検査や井戸の構造、周
囲の状況などの点検、必要な補
修など励行する。特に井戸につ
いては、便所との関係を十分検
討することが大切である。

4、蠅による媒介を遮断するため
に、蠅の発生防止策を講ずる。

夏季における保健対策を考えるに
あたつては、夏季における保健対策
の基本条件をよく考えて、それぞれ
の学校における夏季における保健上
の問題点をよく考え、検討し、対策
を確立することが必要である。

夏季における保健上の問題点とし
ては、(一)水による生命健康への
影響、(二)疾病特に伝染病による
生命健康への影響、(三)不規則な
非衛生的な日常生活による健康、能
率への影響などがあげられよう。

したがつて、夏季における保健対
策としては、大体次の点について用
意周到な実施計画を立てこれを基
本として適切な管理と指導を行なうこ
とが必要である。

一、傳染源をなくするための措置と
して、次の点に留意して患者、保
菌者など早期発見につとめること

1、児童生徒に対する健康観察を
励行する(特に伝染病の初期微
候の有無の発見に重点をおく)。

2、児童生徒の病気欠席率の増加
に注意する。

3、調理従事者に対する健康観察
(特に下痢の有無)と定期的健

康診断を励行する。

4、児童生徒、教職員などの家庭
の伝染病患者の有無に注意する

このように、学校における伝染病
の予防上の問題点が少くない。

したがつて、前述の伝染病予防の
三原則に立つて、それぞれの学校に
おける伝染病予防上の問題点を発見
し、検討し、この三原則が確実に実
施励行されるようつとめることができ
ること。

1、手指による媒介を遮断するた
めに、手洗いを励行する。

2、食物による媒介を遮断するた
めに防はえ、食物の洗滌、食器
容器の清潔保持などについて適
切な処置を講ずる。

3、飲料水、雑用水などによる媒
介を遮断するために、定期的に
飲料水の検査や井戸の構造、周
囲の状況などの点検、必要な補
修など励行する。特に井戸につ
いては、便所との関係を十分検
討することが大切である。

4、蠅による媒介を遮断するため
に、蠅の発生防止策を講ずる。

三、身体の抵抗力をつけるための措
置として次の実施を強化すること
1、予防接種を積極的に受ける
2、合理的な健康生活の実践

傳染病の豫防は一人一人の心がけ
前の実施計画の実施の究極のね
らは、児童生徒一人一人が最も不
健康な季節である夏季の生活を自主
的に自律的に健康的に進められるよ
う指導することにあるわけである。
要するに、夏季保健対策は端的に
いえば、水による生命の安全と夏季
に多い伝染病その他から守るととも
に、根本的には伝染病予防に必要な
三原則が日常生活の上に実践できる
人間の育成をめざして、夏季保健対
策を考えて行くべきであろう。

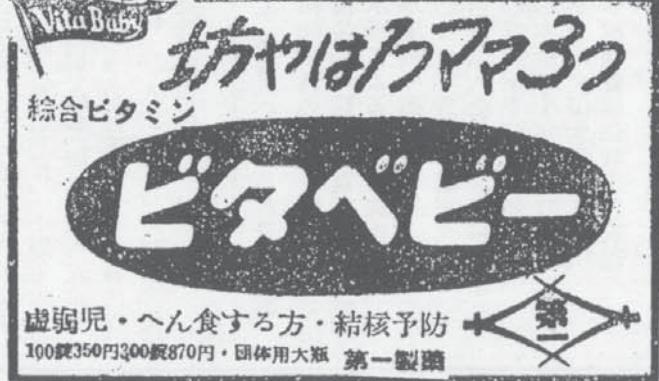
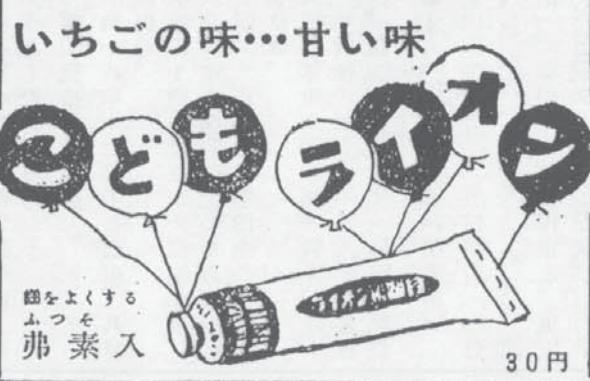
III MEMO

第六回六大都市学校保健協議会は
六月十二、三両日、大阪京中央公会
堂で開催。学徒健康保険組合の法制
化促進方を希望する決議を行つた。
近畿学校保健学会
第二回大会並びに総会を五月十四
日奈良芸術大学講堂で開催。研究發
表、特別講演(安積権八郎博士)が
あつた。

学校保健推進協議会全国大会
六月二十日東京の日本青年会館で
開会、二十数県から約百名參集、學
校保健法制定促進の決議を行い、各
方面に陳情を行つた。

関東甲信越静学校保健大会
六月二十三、四、五の三日間、横
浜市立音楽堂で開催。

八月十七、八両日、群馬県伊香保
小学校で開催。研究発表、討論会等
が行われる。次年度は栃木県で開催



夏季休暇中ににおける

水泳による事故と健康障害

東京都杉並区立井荻中学校教諭

左近允正矩

保健・体育科においては、「身体の安全を守る能力の育成」を目標に

して学習がなされておりながら毎年

のようには各種事故が続出する」とは

何か盲点ともいってべき事実がある

が、未解決のまま放置されている

としたら遺憾なことである。もちろん

事故の発生には、不可抗力の場合

も多いわけであるが、水泳の場合に

は、案外不注意や、不用意が原因となつていているようである。最近の厚生省人口動態調査によつても、溺死による死因統計が、次のような数字を示している。

昭和25年度死因算定表から

年令
5才～9才
10才～14才

性別
男 女 男 女

死因
溺死 1,547 454 314 173

計
2,001名 492名

年令
15才～19才
各年令層の
総
計

性別
男 女 男 女

死因
溺死 268 68 6,435 3,278

計
336名 9,713名

右の表からしても、年令的に5才～14才の小、中学校生徒が、全溺者の25%以上も占めているのは、注目

すべき」とと思う。

この稿では、水泳指導による事故の防止に重点を置いて、事故の種類

原因等を詳細に分析することによつて、対策の資料としたい。

(一) 主な事故及健康障害の種類

溺水。打撲死傷。心臓麻痺。中耳炎及外耳炎。伝染性眼疾。急性皮膚疾患。食中毒。消化系疾患。四肢の擦過傷。結核性疾患の発病。

急性淋毒性炎。風土病。日射病。

輸送中の事故。他校生徒及その他の問題に生じる感情問題。女子の生理問題。毒魚による刺傷。岩場、

真類等による怪我等があげられる

特に、水泳練習中やその期間中には、発見出来なかつたような健

康障害が、後になつて発病して驚くような事があるのは注意を要す

る。(一般人と混浴の温泉プール

で水泳をさせて、女児が十数名を

淋毒性炎に感染した例もある。)

(二) 事故及び健康障害の原因と防

止対策

(1) 海岸における場合

現地の調査を正確、綿密に実施

すること。

(2) 海岸の状況―干満時の変化。潮流

距離。宿舎について一乗降駅と宿舎間の河川、磯等の状況

の距離。宿舎と海岸との距離。宿

舍の清潔。飲料水。洗面所。両便所。シャワーカabin。入浴施設。雑用箇所。簡易。醫師の連絡等。

2 参加生徒の健康管理を厳正に実

施すること。

3 輸送計画の万全を期すること。

特にバス、船等を利用する場合の

団体行動及個人としての心得につ

いて、教師は明確な指導計画を立

てるべきである。全行程約四時間

のバス旅行を実施した際に、六台

だけに十四名もが酔つて仕舞い、

困つたことがある。他の車には殆

んど酔つた者がいるのであるから

教師の僅かな注意で、こんなこ

にならないまでに処置された筈だ

特に、二人一組をつくらせて、

水中において時々相棒を確認さ

倉人及使用人の健康状態。夜具の清潔。飲料水。洗面所。両便所。シャワーカabin。入浴施設。雑用箇所。簡易。醫師の連絡等。

附属の環境一河、川その他の危険な箇所。

4 現地における指導計画や日程を予め児童、生徒に発表し、各自に予定生活を工夫、研究させること特に、一日の行事予定の中で、次の事項について考慮すること。

(イ) 朝礼と軽い体操

(ロ) 食事前の健康観察

(ハ) 一部生徒に対しても水泳時間の加減を考慮すること。

(午前、午後ともに二時間程度

一時間程度、三十分程度等)

(ニ) 午睡時間は正味一時間をとる」と。

(ホ) 夕食後のレクリエーション

指導

(ヘ) 就寝前の健康観察

5 水泳指導に当つては、特に次の事項に注意すること。

(イ) 指導組織を確立すること。

水泳指導には、各自の責任を明確にした指導分擔をたてなければならぬ。

(ロ) 指導組織を確立すること。

水泳指導には、各自の責任を明確にした指導分擔をたてなければならぬ。

(ハ) 学校単独の場合は勿論のこと、二、三校合同で開催する場合や一地区が揃つて参加するような場合においても、水泳指導の面では、系統立った組織と運営が絶対に必要である。

プールと違つて、海の「生きた水」について、教師全體が水も漏らさないような協力の下に児童、生徒の安全を期して努力したいものである。

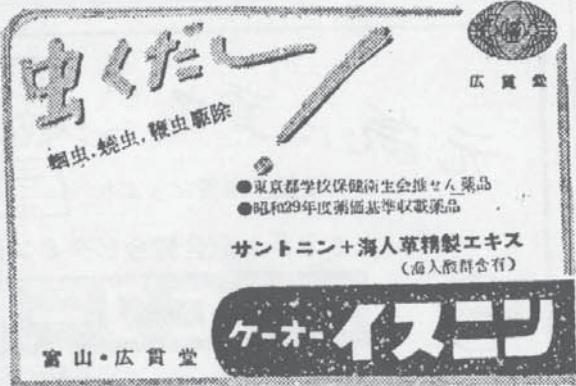
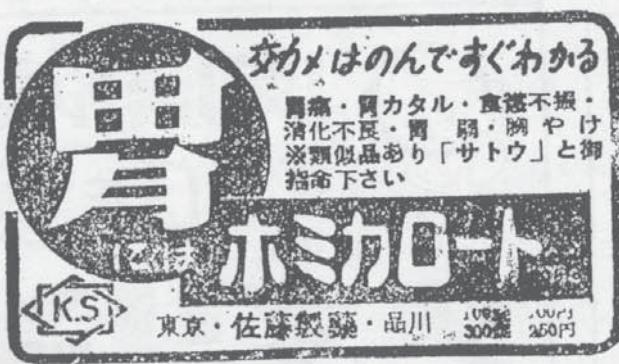
(ロ) 人員点呼を正確にする」と

泳力に応じた班別指導

は共に必要である。

特に、二人一組をつくらせて、

水中において時々相棒を確認さ



せたり、水から出た時も、いち早く相棒と連手させて、事故の発見の一助とする事は結構な取扱いである。又氏名を記入した大きなカードを、入水前に教師に預けるとか、班別に大きな氏名札を、砂地に立てて、集合時に札と本人を照合するようないつても、大げさのようではあるが、実施して効果のあるよい工夫である。

(八) 一指導者毎に、十名乃至十五名の生徒を配当し、特に自由練習時の監視計画を、明瞭に分担すること。飛込台、監視船上からの専門監視係をつける事は怠つてはならない。

(二) 自校の練習区域を、生徒達を区画するのもよい。特に初学者は、「沖から浜へ」泳がすことが大切である。長い距離を練習する場合でも、海岸線にそつて何回も泳がすようにすべきで上級者をボート一隻ぐらいで連れ出すことは最も危険である(ホ)準備運動、整理運動を実施すること。特に、最初入水の際の注意として、(手、足、頭、胸等をまずぬらすこと。急激に水に入らない、海底の足元に気をつける等)を励行させるこ。

到着の日及その後一両日が、好天気に恵まれたような場合は、特に肩先や背中を直射日光に当てないようにさせ、女子には隅焼け止めクリーム等も効果がある。

(九) 一指導者毎に、十名乃至十五名の生徒を配当し、特に自由練習時の監視計画を、明瞭に分担すること。

(二) 自校の練習区域を、生徒達を区画するのもよい。特に初学者は、「沖から浜へ」泳がすことが大切である。長い距離を練習する場合でも、海岸線にそつて何回も泳がすようにすべきで上級者をボート一隻ぐらいで連れ出すことは最も危険である(ホ)準備運動、整理運動を実施すること。特に、最初入水の際の注意として、(手、足、頭、胸等をまずぬらすこと。急激に水に入らない、海底の足元に気をつける等)を励行させるこ。

(二) 自校の練習区域を、生徒達を区画するのもよい。特に初学者は、「沖から浜へ」泳がすことが大切である。長い距離を練習する場合でも、海岸線にそつて何回も泳がすようにすべきで上級者をボート一隻ぐらいで連れ出すことは最も危険である(ホ)準備運動、整理運動を実施すること。特に、最初入水の際の注意として、(手、足、頭、胸等をまずぬらすこと。急激に水に入らない、海底の足元に気をつける等)を励行させるこ。

(二) 水泳の能力テストは随時行つて、練習意態を高めるがよい。自校、その他の水泳能力基準を掲げてある。又氏名を記入した大きなカードを、入水前に教師に預けるとか、班別に大きな氏名札を、砂地に立てて、集合時に札と本人を照合するようないつても、大げさのようではあるが、実施して効果のあるよい工夫である。

(二) 水泳練習中の事故発生時に、教師及生徒のとるべき行動を明示して、萬一に備えること。

(二) 水泳練習中の事故発生時に、教師及生徒のとるべき行動を明示して、萬一に備えること。

いと思う。

6 宿舎、その他の一般的注意事項

(イ) 夕食後の自由行動に対する問題

(ア) 土地で販売の飲料水の敵

(イ) 花火の取扱(エ) 一人

での外出厳禁(ド) 他校生徒との争い又は土地の子供達との感

情問題(エ) 海釣り、岩遊び、

海岸散歩の注意(フ) 映画会夏祭りその他夜間外出の帰途、土

地の地理に案内のために、暗がりで脚部を捻挫したり、崖からこれら心構えや処置を心得ておくようになつた。毒魚を

もの珍らしげに次から次に手渡して、数名の生徒が被害をうけ苦しんだ例がある。

(リ) 監視に当つては、次の要点に注意すること。

「一に監督二に指導」これは水泳指導の鉄則である。水深が乳頭附近の位置は、最も危険区域である。練習中のある区域の生徒の頭が、太陽光線の反射のために、水面がぎらぎら光つて、全然視野に入らないで、見失うことがある。特に深い所で泳いでいる場合は注意しなくてはならない。飛込台の監視は消防機の監視と同様で、絶えず目を轉じていることである。時々呼笛を吹いて、泳者に片手を挙げさせ、注意を喚起させること。耳に脱脂綿、栓を入れる事は良策でない。それは、兎角無中になり勝な生徒達に良い合図である。飛込台上の監視は

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ) 河川湖沼における場合

1 河川においては流水についての研究を行つて、水泳場

2 上げ潮、ひき潮の状態、特に水温の変化、上流から流れる危険物等に注意すること。

3 舟の往来、筏遊びに注意することと、櫓船に近づいて、怪我をしたり、筏の下をくぐつて大失敗をすることがある。

4 河原の焼石のために足の裏を傷めたり、滑つて思わぬ事故を起すことがある。

5 停泊中の舟艇上からの飛込、停泊用の鎖、引き網、いかり等の危険について注意させること。

6 湖、沼においては、水温が特に低い箇所があつたり、水底の状態が、海のように予想がつかない所が多い。特に、泥沼や、水底植物の多い箇所では細心の注意が必要である。

7 ボートやヨットを漕ぎ出す場合風の方向や風速が周囲の山の影響から、急に変化するものである。

(ト) 遠泳実施については、細心の計画のもとに、その萬全を期すること。

特に、最悪の場合を

予想して、機動力のある、しかも全員収容能力をもつた舟艇を用意すること。

(チ) 指導者は、救助法の大要、人工呼吸法、操縦法の實地練習を行ふこと。

(ニ

全日本体育会議

概況

五月十八日(水)、大阪府体育館における開会式をかわきりに、翌十九日(木)、二十日(金)、天理大学における諸種の行事を計画していた。日本体育会議は、予定通り多大の成果をあげて無事終了した。

本会の発起団体は全国教育長協議会、日本体育指導者連盟、日本体育協会、日本レクリエーション協会、全国体育主管忠長協議会、日本体力小学校長、全国高等学校体育連盟、日本学校保健会、日本女子体育連盟、日本教育大學協会、全国高校野球連盟等、十六団体で、青少年の体育、スポーツに直接関係のある「オール日本」であるといつても過言ではない。したがつてこれに参加した各位もそれぞれの団体を代表し、あるいはそれらの分野の代表的エキスパートで、この意味においてもなかなかの盛会であつた。

開会に引きつづいておこなわれた坂田二郎氏の講演「ソ連のスポーツについて」東俊郎氏の「青少年体力管理」についての二講演は会員一同興味深く聴聽した。

坂田民の講演によると、ソ連のスポーツは『われわれ社会主義国家では、体育は労働者の共産主義的教育の手段であり、労働し、祖国を防衛しよう』と決意している。逞くましく鍛えられた意志の強い共産主義建設主義者を訓練するための最も重要な手段の一つである』という政府機関紙「イズベスチャヤ」の社説が引用さ

れたように、スポーツを共産主義の教育手段として割りきついている点で興味をひいた。

そして児童体育学校八〇〇、体育中学校三七、体育専門学校一五、それに師範学校体育科に学ぶ体育専攻学生四〇、〇〇〇人余という数字によつて、如何にソ連が体育を重視し国家興亡の計画が、組織的であるかに驚嘆する外ない。

東俊郎氏の講演は、体力医学を学

校体育の基礎科学として、重要視す

る事はわからぬでもないが、人間の

健康・保健・体育ースポーツとな

る一連の観念との関連において、

これを考えるときは、そこに尙考え

方に未熟の点が少なくなかつたとい

う感じがした。この点は第二日の分

科会にも議論を残した。

第二日は、学徒の校外の生活とス

ポーツ、青少年スポーツの科学的研究、青少年スポーツと健康管理、勤労青少年のレクリエーションとスポーツの在り方の五分科会に分れて、色々の問題の討議がおこなわれた。

結局分科会の主題にもあらわれて

いるように、全日本体育会議は青少

年スポーツの問題を全

て、耳ざわりになるものである。

本大会総会の席上、東俊郎博士の

「青少年の体力管理」の講演中に、

「健康の管理は、体力管理の構想の

下に含まれるものである」という意

味の説明があつた。これについて、東京駒場高級長倉雄氏から「この点は明確にして、分科会に臨みた

い。健康管理が体力管理の内容とし

て成立するのではなく、むしろ体力管

理の方が健康管理の一面として、実

施されるものではなかろうか。」との

質問に対して、東博士の御回答には

多少理解しかねる点があつた。

体育教育は、人間完成の手段であ

り、かつ目標もある。健康を目ざ

して体育も、スポーツも実施されな

ければならない。「体力」の字句に、

こだわる事もどうかと思うが、現在の健康に対する考え方の上で、「健康

の維持と向上こそ、生活活動の源泉

であり、失つてはじめて知る、価値

の源泉であることは自覚と認識であろう

大会の空氣と言えよう。要は、健康

に、発展することを祈るとともに、

とかく会議だおれになつて、青少年

御本尊のために、早速明日以後の糧と

三分科会の審議事項は、紙面の都合

上記載出来なくなつたので、いつれ

ど、マネーが惜しまれると思う。

学校保健に直接関係の多かつた第

一回全日本体育会議がより高度

化吸收よき完全乳化

特殊皮膜で定力安

わが国として、過去に類例のない計画であり、この大会のもつ意義も大いに期待したかったので、特に第三

回は、この急務であろう。指導原理の確立

が、この大会としては止むを得ない

進しにくい理由の一つが、この辺に

あるようにも思はれた。

しかし、わが国の健康教育も、スポーツ

及体育教育も、何かもやもやして前

席されていました。

この大会の詳細な状況を報告する

ことは、到底紙面が許さ

ないので、二、三の問題を拾つて、

報告にかえたいと思う。

第三分科会のテーマを「青少年ス

ポーツの健康管理」としばつて審議

報告にかえたいと思う。

第三分科会のテーマを「青少年ス

ポーツの健康管理」としば

全国大会全体会議協議題

第八回記載の全国大会における全体会議協議題として予定されているものは次のとおりである。

- 1 学校保健法の単独立法化促進について（提案者宮城県他六県）
- 2 小、中、高等学校における保健科の独立について（大阪市他五県）
- 3 健康保険組合の法制化促進及び（香川県、大阪市）
- 4 学校保健主事の法制化促進及びその任命について（岡山県他八県）（京都市）
- 5 養護教員養成を大学課程に設置する件（埼玉県他四県）
- 6 養護学校の設置促進を要望する件（愛知県、群馬県）
- 7 働地の学校に対する健康管理強化対策（北海道、香川県）
- 8 各都道府県及び五大市教委に学校歯科医専任教師の設置について（京都市）
- 9 義務教育学校における保健室の設置及び内容整備について（国庫補助金を交付する件（千葉県他三県））
- 10 日本学校保健会の強化対策について（福岡県）
- 1 教員養成大学の一般教職課程に保健を必修単位として入れることを要望する（福井県）
- 2 学校教育法第百三条を削除し養護教員の全校配置を要望する（茨城県）
- 3 各都道府県並びに五大教委及び各地教委が学校保健主事を任命する（福井県）

ることを要望する（青森県）

（大阪市）

児童生徒数五百以上の学校に炊事婦、薬剤師の設置を要望する（福井県）

児童生徒数五百以上の学校に炊事婦、薬剤師の設置を要望する（青森県）

（大阪市）

必要な経費の国庫補助確立を要望する（北海道）

この他、各部会毎に分科総会協議題班別研究議題が多數提出されている。

手頃にまとまつていて、しかも内紹介 福岡県学校保健研究所紀要

身体検査用語の簡易化を思う

戦後、わが国の用語は、漢字制限略字採用等によつて甚だ簡単になつたのはよい。しかしまだ色々の面にズレがあるのは争われないが、筆者三十年の学校医生活で新たな反省にぶつかつたので小さいことだが取上げたみよう。

それは、身体検査の用語である。もともと医語に出発したものであるから、なる程通俗には難解の点もある。最近、都心地区のA校での話。父兄会でどうも学校から通知をうけた結果用語が難解で困るという意見が出た。

結膜炎は判るが「内翻症」は、鳩胸は判るが「漏斗胸」は、中耳炎は判るが「丁寧栓塞」という工合に尤も千萬に耳聴した。これは用語の革命をするか、又は当り前のことながら（一）で説明を必ずつけて家庭に通信すべきだと反省させられた。

近く世をおそつて来たデフレの浪潮は（一）学校の轉出入が累加。（二）従つて父兄層に学校になじめないものがある。（三）父兄会の出席率が低下した等を始めとし色々の面にあります。試みに前記A校の父兄会出席率を見るに一年七七、二年三三、三年一六、四年三三、五年一六、六年三六（何れも百分比）一年と六年の出席率の多い理由は

ととなつており、加盟団体醸出金は九五六、三〇〇円が計上される。これは、本年度から、醸出金の算出基礎を小、中、高児童生徒一人當年五錢の割で計算したもので従来一校当たり年十円の基準に比して約三倍の増加となつていて。しかし、この增收は、「子供保健新聞」発行がありその他、部会活動、講習会等の新規事業が予定されていて支出来増となるわけである。これが、単なる予算面での数字ではなく、実績として行われることを期待したい。

なお、三十年度予算が、二九年決算約七〇万円に比して多額であるのは、会報發行費一四四万円が前年度には別途計上してあつたのを本年度は一応計上した点と醸出金の増額によるものである。

本会三十年度予算 四〇七万円

二九年決算
七七万円

六月一日参議院議員会館において本会評議員会を開催。四月二十日理事会において議決した二九年度決算、同事業報告、三十年度事業計画、三十年度予算をそれぞれ承認した。

三〇年度予算の収入、支出は

四、〇七八、八九八円

つきのよい...
ニチバンの
紳創高

東京 日紳药品工業株式会社 大阪



プールの消毒は
優秀な関東電化の
“高度晒粉”を
塩素60%以上
効果保証
東京都学校保健会推薦
ビニール塗装20kg入
東京都中央区日本橋本町四ノ十四番地
総代理店 株式会社 千葉服馬商店
電話茅場町(66)3475.4593.4892.8458番

